

## 随意契約理由書

工事名：二級河川 芦田川 加茂水位計等移設工事

本工事は、二級河川芦田川の河川改修に伴い、改修区間内に設置している水位計及びカメラ等の移設を実施するものである。

本設備で観測した水位及びカメラ画像については、水防災情報システムで収集・蓄積され、水防時での活用やインターネット配信による情報提供を行うなど、防災上、必要不可欠な役割を果たしている。

本設備は、水防災情報システムにおける観測設備であり、いわゆる汎用機器ではなく、専用に設計されたものであり、製作にはメーカー独自の専門的な制御技術やソフトウェアが用いられているため、本工事を遂行するにあたっては、当該機器の設計・製作において、その機能・構造に精通していることが不可欠な上、当該システム・ソフトウェアの詳細な設計資料及び専門知識など特別な能力が必要である。

以上のことから、当該システムの設計、製作、据付に係わってきた三菱電機(株)関西支社より、当該システムの保守点検、維持管理、修繕業務部門を移管されている 西菱電機(株)大阪支社 以外にその能力を有するものがないため、同社を見積りの相手方として見積もりを徴収することとし、その見積り価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結したい。

また、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号に基づき比較見積りを省略します。